

議案第 2 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 16 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 61 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）

第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合は、
3 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 と
する。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 と
する。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 10 条の 2 第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項の次に次の 1 項を
加える。

7 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とす
る。

第 2 条 市川市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市川市税条例第61条の次に1条を加える改正規定及び同条例附則第10条の2第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に1項を加える改正規定並びに附則第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中市川市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日
- (3) 附則第4条の規定 平成31年10月1日
- (4) 第2条の規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市川市税条例（以下「新条例」という。）附則第5条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 市川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第5項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「市川市税条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

| | | |
|----------------------|------------|---|
| 第82条第2号イ(ロ) | 3,900円 | 3,100円 |
| 第82条第2号イ(ハ)(i) | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| 第82条第2号イ(ハ)(ii) | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |
| 附則第16条 | 第82条 | 市川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第4条第5項の規定により読み替えて適用される第82条 |
| 附則第16条の表第2号イ(ロ)の項 | 第2号イ(ロ) | 平成26年改正条例附則第4条第5項の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ(ロ) |
| | 3,900円 | 3,100円 |
| 附則第16条の表第2号イ(ハ)(i)の項 | 第2号イ(ハ)(i) | 平成26年改正条例附則第4条第5項の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ(ハ)(i) |
| | 6,900円 | 5,500円 |

| | | |
|----------------------------|--------------|---|
| | 10,800円 | 7,200円 |
| 附則第16条の表第2号 イ(ハ) (ii)の項 | 第2号イ(ハ) (ii) | 平成26年改正条 例附則第4条第5 項の規定により読 み替えて適用され る第82条第2号 イ(ハ) (ii) |
| | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |

理 由

地方税法の改正に伴い、事業所内保育事業等の用に供する家屋及び償却資産等に対して課する固定資産税の課税標準に係る特例の割合を定めるとともに、控除対象配偶者の名称を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。